

令和3年度相模原市産業用ロボット導入補助金募集要領

1 事業の概要

(1) 事業の目的

本補助金は、市内の事業所において自動制御によるマニピュレーション機能や移動機能を持ち、各種の作業をプログラムにより実行できる機械（以下、「産業用ロボット」という。）を導入し、生産性の向上を図る事業者を支援することで、市内企業の競争力強化や強固なものづくり基盤の構築を図ることを目的とします。

また、本事業をとおして、地域ロボットシステムインテグレータ（以下「Sler」という。）の競争力強化を推進すること（ 1 ）とします。

(1) 地域ロボットシステムインテグレータの競争力強化の推進について

市は、地域企業の生産現場等へのロボット導入とこれによる生産性向上を加速化するため Sler の競争力強化を推進しています。本補助事業において、地域 Sler（又は Sler 候補）が当該ロボットシステムの構築に関与するなど、Sler としての必要な知識、技能及び提案能力の向上が図られる事業計画について、審査時の加点要素としています。

(2) 補助対象事業

補助対象事業は、市内の事業所において、製造、梱包、仕分等の工程で産業用ロボットを導入することにより生産性の向上を図る（ 2 ）事業とします。

(2) 生産性向上の基準について

「生産性の向上を図る」とは、産業用ロボットの導入・更新と併せて、製品の生産に係る様々な経費を削減すること（機器の配置の見直し、生産方法の見直し等）をいい、次の区分に該当する取組とします。

特定の商品や工程に係る生産コスト・作業時間等の削減

特定の商品に係る生産量や売上額の増加

その他、上記と同等程度のものと考えられるもの

【生産性向上の例】

- ・非生産時間（故障、段取り替え等によるラインの停止等）の削減
 - ・単位時間内に製造する数量の増加
 - ・不良品率の低下
 - ・製造に要する電力等エネルギー量の削減
- など

(3) 補助対象者

本事業の対象者は、相模原市内に事業所を有しており、補助対象事業を市内で実施する事業者又は補助対象事業の完了日までに市内に事業所を移転し、若しくは新設し、補助事業を当該事業所で実施する事業者であり、市税に未納がないものとします。

(4) 補助事業実施期間および補助率、補助金額

補助事業の実施期間は交付決定日から令和4年3月15日(火)までに実施するものとします。
また、補助率等は次の表のとおりです。

補助率		補助 上限額
中小企業	大企業	
3分の2以内	2分の1以内	一件あたり500万円

中小企業・・・中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の各号のいずれかに該当する中小企業者(みなし大企業を除く)

みなし大企業・・・次のいずれかに該当する企業

- (1) 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- (2) 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業
- (3) 大企業の役員又は社員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業

大企業・・・中小企業基本法第2条第1項の各号のいずれかに該当する中小企業者に該当しない企業及びみなし大企業

(5) 補助対象経費

補助対象者が行う産業用ロボットの導入に要する経費で、次に掲げるもののほか市長が必要かつ適当と認める経費です。

経費区分	内容
産業用ロボット導入経費	産業用ロボットの購入又は賃借(ただし、賃借の場合は、補助金交付年度内に支出するものに限る。)搬入、据付又は調整等、産業用ロボットの導入又は更新に要する経費 (例) 購入費・賃借料、原材料費(消耗品費、備品購入費) Sierへの委託費等
導入に伴う付帯経費	産業用ロボットの導入に伴い必要となる以下の経費 ・ 構築物又は既設の機械装置等の移設に要する経費 ・ 活用に必要な技術指導の受入に要する経費 (例) 指導者の謝金及び旅費、委託費等
その他経費	ここに掲げるものの他、市長が特に必要と認めるもの

次に掲げる経費は補助対象外です。

- ・ 契約(発注)から支払いまでの一連の手続きが補助対象期間内(交付決定日から翌年3月15日まで)に行われていない経費
- ・ 事業に関係のない購入経費
- ・ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社(資本関係のある会社、役員を兼任している会社等)との取引経費(ただし、利潤を除いた経費(材料費及び工賃等の原価のみ)は対象)
- ・ 同一内容の事業について、他の制度(補助金、委託費等)と重複する事業に対する経費

- ・補助事業者が従業員に支払う直接人件費

2 応募手続

(1) 提出書類

次の書類を各1部提出してください。なお、提出された書類等は返却いたしません。

- 1 【様式1】令和3年度相模原市産業用ロボット導入補助金交付申請書
- 2 【別紙1】補助事業等計画書(【別紙1】(その2)含む)
- 3 【別紙2】収支予算書
- 4 履歴事項全部証明書(3か月以内に発行されたもの。
個人の場合、開業届出書(写し)又は、直近の確定申告書(写し)
- 5 納税証明書(市税について未納の税額がない証明)
- 6 会社案内等の企業概要資料(会社概要が確認できるもの)
- 7 賃借対照表(直近2期分)
- 8 損益計算書(直近2期分)
- 9 暴力団に該当しないことの誓約書及び同意書【第1号様式(第5条関係)】
- 10 役員等氏名一覧表【第2号様式(第5条関係)】

補助対象事業の完了日までに市内に事業所を移転し、若しくは新設し、補助事業を当該事業所で実施する事業者の場合、次の書類も併せて提出してください。

- 11 当該事業の用に供するために購入した土地や建物の売買契約書又は賃貸借契約書

(2) 提出先及び連絡先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15(相模原市役所 本館5階)

相模原市 環境経済局 経済部 産業支援課 ロボット・新事業支援班

電話：042-707-7154(直通)

メール：sangyou.s@city.sagami-hara.kanagawa.jp

(3) 申込期間

令和3年6月1日(火)から同年6月30日(水)までに郵送にて提出書類一式を御提出ください。

事前に「事業計画名(仮称可)」「事業計画の概要(100字程度)」をメールにて御連絡ください。

3 審査

(1) 審査の方法

申請者から提出された事業計画書等の内容については、外部専門家(学識経験者、技術専門家等)の意見を聞き、評価(書類審査及びヒアリング)を行い、その評価結果を基に、補助対象事業を選定します。

(2) 審査の基準

別表1の審査内容に基づき審査します。

(3) 審査結果の通知等

審査の結果については、速やかに申請者に対し書面により通知します。

なお、交付決定された事業計画については、申請者名及び事業計画名等を公表いたします。

(4) その他

審査経過及び審査結果に関する問合せには、応じられません。

4 事業計画書の様式

市ホームページからダウンロードするか、産業支援課まで御連絡ください。

5 スケジュール(予定)

令和3年 6月1日～6月30日	募集期間
7月上旬～中旬	事業計画に関するヒアリング 1
7月下旬	外部専門家による意見交換会 2
8月上旬	審査結果通知(補助金交付決定)・補助事業開始
令和3年12月・令和4年3月	中間ヒアリング・最終ヒアリング
令和4年 3月15日まで	補助事業終了・実績報告書の提出
令和4年 3月下旬	請求書提出、補助金支払い

1：申請者の市内の事業所等を訪問の上、事業計画に関するヒアリングを行います。

2：1でヒアリングした調書をもとに開催します(申請者の出席は不要)。

6 その他

(1) 補助事業者の義務

ア 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

イ 補助事業に関する経費の支払は、口座振込を基本としていただきます。また、補助事業終了後、実績報告書に、経費関係書類(発注～領収書等)を提出しなければなりません。

ウ 当該事業に関する成果の公表などについて、市の求めに応じ、協力しなければなりません。

【別表1】 産業用ロボット導入補助金の審査内容

評価項目	評価内容
1 事業者評価	(1)事業を的確に遂行するに足る技術的能力と経営基盤を有しているか。 (2)事業を実施するための十分な組織・人員体制を有しているか。
2 技術評価	(1)ロボット導入による実現目標が明確であり、妥当性はあるか。 (2)事業実施の方法、内容が明確であり妥当性はあるか。 (3)導入技術に汎用性や波及効果が見込まれるか。 (4)導入しようとする分野・工程に新規性、独自性があるか。
3 経理評価	(1)資金調達が十分であるか。 (2)補助事業の予算は適正であるか。 (3)経理その他の事務について管理体制及び処理能力を有しているか。
4 加点項目	(1)さがみはらロボット導入支援センターや地域 Sler と連携した取組であるか。 (2)導入事例として地域 Sler の手本となる取組か。 (3)過去に本補助金の採択を受けたことがない取組であるか。

以上